

# 公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化(公営住宅法)

## 【現行制度】

○公営住宅の入居者に高額な収入があるときは、事業主体は明渡請求を行うことが可能であり、この高額所得者の収入基準は政令により全国一律で定められている（公営住宅法第29条）。

※入居時の収入基準は政令で上限を設けた上で条例委任済み。

## 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）（抄）

公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準（施行令9条）については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 国交省の検討状況

15

○平成27年度中に高額所得者収入基準の条例委任に関して全事業主体に対して意向調査を行ったところ、基準を据え置く又は基準を独自に定めるかについては判断がわかれるところであった。

→全事業主体において条例委任するのではなく、手上げ方式により、希望する事業主体においては条例で基準を引き下げることができるようにする方法が考えられるところ。

○条例委任の可否については引き続き検討中であるが、手上げ方式による条例委任を行う場合、条例により収入基準を設定できる範囲を限定する必要があるのか、その範囲をどのように定めるのか、検討しているところ。

<今後の検討の進め方>

○条例委任について、どのような方法であれば制度的に可能かどうかを検討し、年内に最終的な方向を決定する。